

複数単価契約における業者決定までの手順

- ① 各項目の予定価格にそれぞれの予定数量を乗じた額の総額に応じた見積業者数を指名します。（岐阜市競争入札参加者選定要綱第8条）
- ② 指名した業者から見積書を徴取し、各項目の見積単価にそれぞれの予定数量を乗じた額の総額により、最低（又は最高）価格者となる見積業者を選定します。
- ③ 選定された見積業者の全ての項目の見積単価が、予定価格以下（又は以上）であれば契約業者として**決定**となります。
- ④ 予定価格超過（又は未満）の見積単価がある場合は、その旨を当該見積業者に連絡し2回目の見積書を徴取し、当該単価が予定価格以下（又は以上）となれば契約業者として**決定**となります。
- ⑤ ④の結果、当該項目の見積単価が予定価格以下（又は以上）とならない場合又は2回目の見積書提出を辞退した場合は、総額が2番目に低い（又は高い）見積業者と③～④の手続きを同様に行います。
- ⑥ 以下、総額が低い（又は高い）順に③～④の手続きを行った結果、いずれの業者にあっても、全ての項目が予定価格以下（又は以上）とならない場合は、不調とします。

【備考】

- ・「物品の購入（印刷製本含む）」及び「売払い」の契約については、見積書の徴取は3回目まで行います。
- ・②～⑥のカッコ内の表記は、「売払い」の契約に適用します。